

貴方様または貴方様のご家族が、ご利用を考えていらっしゃる訪問看護サービスにつきし
て、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明申し上げます。

なお、ご不明の点やわかりにくいことがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

1. 訪問看護サービスを提供する事業所

事業所名称	医療法人 良友会
代表者氏名	理事長 中谷 剛
所在地	〒640-8432 和歌山市土入176番地
連絡先	☎(073)452-1233/FAX(073)452-1040

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション「西和歌山」
介護保険 指定事業者番号	和歌山市指定 (指定事業所番号) 3060190109
事業所所在地	〒640-8432 和歌山市土入176番地 (パームシティ前)
連絡先及び 相談担当者	☎(073)454-9919/FAX(073)454-9918 当ステーション: 宇野 尚平
事業所の通常の 事業実地地域	和歌山市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	在宅において療養生活を送られている方々を対象に、生活の質の確保を最重視させていただき、全体的な日常生活のなかにおける動作能力の維持・回復を図り、ご家庭において安心して、より安定した療養生活が送れるよう、ご支援させていただくことを目的としています。
運営方針	関係市町村の保健・福祉部門及び他の民間在宅サービス提供機関との連携を緊密に保ちながら訪問看護を行い、関係官庁その他へ必要な情報を提供し、積極的に在宅医療を推進します。

(3) サービス提供可能日及び時間帯 【窓口業務日時も同一】

営業日	毎週月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日は休業です。
営業時間	午前8時45分から午後5時まで

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	宇野 尚平 (看護師)	
職種	職務内容	人員数
訪問看護職員	訪問看護・訪問リハビリ	4人以上
事務員兼補助者	必要事務の処理・訪問看護補助	1人

3. 提供サービス内容及び利用料等

別表「サービスの内容等」をご覧ください。

4. そ の 他 費 用

交 通 費	ご利用者の居宅が、通常の事業実地地域以外の場合は、交通費を請求させていただきます。（片道 5 km を超える毎に 5 0 0 円）
衛 生 材 料 費 等	実 費（ご利用者が負担しなければならない物品に限ります。）
キャンセル料	2, 0 0 0 円（税別、事前にご連絡がなく、訪問した場合）

5. 利用料その他費用のご請求及びお支払い方法

① 利 用 料 そ の 他 費 用 の ご 請 求	ア、利用料その他費用は、サービス提供ごとに計算し、当該月の合計金額により、請求させていただきます。 イ、請求書は、利用明細を添えて、ご利用のあった月の翌月 5 日までにお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けいたしません。
② 利用料その他 費用お支払い	ア、サービス提供の都度お渡しする「利用者控え」と内容を照合のうえ、請求月の 1 0 日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）事業者指定口座への振り込み（振込料はご利用者負担） （イ）利用者指定口座からの自動振り替え（振込料はご利用者負担） （ウ）現金支払い イ、お支払いを確認させていただきましたら、領収証をお渡しいたしますので、必ず保管しておいてください。

＊ 利用料その他費用のお支払いについて、支払期日から 2 か月以上遅延し、更に支払いの督促から 1 4 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約させていただいたうえで、未払い分をお支払いいただくことになります。

6. 担当看護師等、変更のご相談窓口

ご利用者の事情により、担当職員の変更をご希望される場合は、前記の当ステーション管理者（宇野）までご連絡ください。

なお、ご利用者の希望を尊重して調整を行いますが、当ステーションの人員体制等により、ご希望に添えない場合もあります。予めご了承ください。

7. 秘密の保持及び個人情報

① 利 用 者 及 び そ の 家 族 に 関 す る 秘 密 の 保 持	事業者及びその関係者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当に理由なく、第三者に漏らすことはありません。なお、この秘密保持の義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個 人 情 報 の 保 護	事業者は、ご利用者から予め、文書により同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を使用すること

	はありません。また、ご家族の個人情報についても同様です。 事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる諸記録については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
--	--

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症及び災害等発生時

- (1) 災害時発生時には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐 待 の 防 止 に つ い て	ア、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。 (ア) 虐待防止に関する責任者を管理者と選定します。 (イ) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。 イ、サービス提供中に当該事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。
--------------------------	--

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中、ご利用者に緊急事態が発生した場合、主治医の先生にご連絡をさせていただくとともに、予め指定する方々にもご連絡をさせていただきます。

12. サービス内容等

別表「サービスの内容等」をご覧ください。

13. サービス提供に関する相談及び苦情

(1) 事業者の窓口

訪問看護ステーション 「西和歌山」	所在地	〒640-8432 和歌山市土入176番地
	電話番号	(073) 454-9919
	FAX 番号	(073) 454-9918
	受付時間	毎週月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時

(2) 市町村の窓口

和歌山市役所	所在地	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
	担当部署	健康局 保険医療部 指導監査課
	電話番号	(073) 435-1319
	FAX 番号	(073) 435-1320
	担当部署	健康局 保険医療部 介護保険課
	電話番号	(073) 435-1190
	FAX 番号	(073) 435-1296
岬町役場	担当部署	しあわせ創造部 高齢福祉課 介護保険係
	所在地	〒599-0303 大阪府泉南郡岬町深日2000-1
	電話番号	(072) 492-2703
	FAX 番号	(072) 492-5814

(3) 公的団体の窓口

公 的 団 体 窓 口	和歌山県国民健康保険団体連合会	☎ (073) 427-4678
	大阪府国民健康保険団体連合会	☎ (06) 6949-5309

* 市町村及び公的団体の窓口は、利用者の居宅がある当該窓口にお問い合わせいたします。